

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

38号

発行 2013年9月30日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-onnm/

第四次厚木爆音訴訟、
9月2日に「結審」
裁判勝利まで一層の協力を

猛暑といわれた今年の夏も過ぎ、ようやく秋の気配が感じられる季節になりましたが、原告の皆さんはどのようこの夏を過ごされたでしょうか。

さて、私たちの第四次厚木爆音訴訟は、去る 9月2日、結審を迎えました。結審当日の行動はマスコミ各社が翌日の新聞で大きく報道していますが、翌外では支援団体を含め300名を超す原告団のデモ行進や集会、法廷内では4名の原告と、16名の弁護士がそれぞれ堂々と最終意見陳述を行うなど、裁判のひとつの区切りとなる結審は充実したすばらしい内容で締めくくることができました。

振り返って2007年12月に提訴してから5年8か月、私たちは弁護団と連携し、基地周辺住民が受けている爆音被害の実態をあますことなく訴え、また人権を無視した暴論とも云うべき国の主張もことごとく論破し「被害住民の訴えを正当に評価した判決を！」と法廷の場で強く求めてきました。9月2日の結審日は、その総仕上げとしての最終弁論が展開され、原告団と弁護団の息のあった統一行動となったと思います。

提訴以来、今日まで気を緩めることなく頑張ってきた、弁護団に感謝の言葉を送りたいと思います。また原告の皆さんの協力にも心よりお礼を申し上げます。

なお判決は明年4月ごろと思われると思いますが、わたしたちが強く求めている「飛行差し止め請求」は横浜地裁の場だけで結着するとは思えませんので、引き続き東京高裁で審理することになるでしょう。裁判はまだ半ばです。最後の勝利を勝ち取るまで共に頑張ってくださいませ。

第四次訴訟結審を迎えて

相模原支部原告 山村 充夫



2013年9月2日、遂に第四次厚木爆音訴訟の結審を迎えました。2007年12月17日に第四次訴訟が横浜地裁に提訴されてから5年8か月、その間に7000余人の原告が25回の公判と、意見陳述、居住状況調査、また裁判での証人尋問などをこなし、ブロック長会議、爆音アンケート、飛行記録調査等多くの活動を積み上げてきました。私たちは静かで平和な空を取り戻したいと、軍事基地のあの暴力的な爆音被害から身を守るために行政に訴え、市民に訴え、団結して組織を作り、国や米国に抗議してきましたが、いずれも「防衛」のため平穏な生活を営む権利を踏みつけられてきました。最後の手段として司法の判断を仰ぐこととし、裁判に訴えました。今までに三回の裁判が行われ、いずれも「爆音は違法」として損害賠償は勝ち取ってきましたが、「違法」である爆音に対し国は放置し続けています。防音工事や賠償金を支払えばそれでよしと思っているのでしょうか。米軍艦載機が厚木基地に限り無法状態は続くことでしょうか。私たちは出来る限りの努力をして裁判の勝利に向けて頑張ってきました。一方で国側は公判に見られるようになにも反論しないで弁論が終了してしまふ状態が続いていました。前回の25回頭弁論でも国側は何の弁論も行いませんでした。とても真剣に私たち住民の暮らしを考えている態度とは思えません。また、現地検証、爆音の実態を裁判官に体験してもらおうと毎年企画されましたが、なぜかその日になると飛行機が飛ばないということが続きました。裁判官も不審に感じ、国に「今度は飛ばさなうね」と尋ねる等、国の策路が見破られ、飛ばさないと逆効果になると諦めたのか、今年5月9日の現地検証では多くの艦載機、戦闘機が飛び、裁判官にもその爆音を体験してもらったことが出来ました。

9月2日の結審当日、私たちは残暑厳しい中、280名の原告と支援者の参加の下、桜木町駅前から裁判所まで汗を流しながらデモ行進し、裁判所前で決起集会を開き裁判に挑みました。傍聴者が多く、裁判所に入りきれないということで交替で傍聴体制を取りましたが、それでも入りきれない方は関内ホールで待機となり、ビデオ上映や小松訴訟団の現地報告、金子副団長の現状報告等で裁判の終了を待ちました。いよいよ結審の報告集会となり、石黒弁護士事務局長から結審の報告がなされましたが、4人の原告陳述者も落ち着いてしっかりとした陳述がなされ、大変力強かったとのこと。この点には各地の訴訟団弁護士も感心していました。厚木の弁護団からも最終陳述がなされ、民事、行政訴訟による飛行差し止め、騒音被害状況、損害賠償額の増額の必要性、将来請求の必要性その他について意見陳述がなされています。

この結審で裁判も一区切りがつき、来春の判決を待つこととなりますが、私たちの願いである「平和で静かな空」が、60年以上の爆音の歴史をくつがえす判決で実現されることを望みます。

結審

弁護団報告

弁護士 新関 拓也



平成25年9月2日、横浜地方裁判所にて、平成19年12月の提訴から約5年8か月を経て、第4次厚木爆音訴訟の最終弁論が行われました。

当日は、午後から始まる横浜地方裁判所での最終弁論の前に、残暑が厳しく日差しの強い中、午前11時にJR桜木町駅前の広場に280名もの原告が集合し、日本大通りにある横浜地方裁判所前まで、「静かな空をかえせ!」「違法爆音を止める!」などとシュプレヒコールをあげながら、デモ行進をしました。

そして、午後1時30分からは、横浜地方裁判所の101号大法廷にて、最終弁論が行われました。

まず、佐村浩之裁判長が原告側・国側が事前に提出していた最終準備書面と証拠を確認し、それに続いて原告4名の意見陳述、各基地訴訟弁護団の弁護士による応援弁論、第4次厚木爆音訴訟弁護団の弁護士による最終弁論が行われました。

本紙でもご紹介のあった原告4名の方が、止むことのない騒音に対する怒りや悲痛な被害の訴えを陳述された後、各基地訴訟弁護団の弁護士による応援弁論が行われました。

まず、嘉手納基地訴訟弁護団の西川研一弁護士は、「司法の役割は少数派の人権を守るためにあり、全国の各基地の周辺住民という少数派の人権侵害を積極的に救済することこそが司法の役割である。」と主張しました。

次に、普天間基地訴訟弁護団の加藤裕弁護士は、従来の賠償水準の倍額の賠償を認定した普天間第1次訴訟の高裁判決を紹介し、「賠償額の増額は、被害の補償になるだけではなく、その財政負担が国による被害防止策への強力な後押しとなることを踏まえて検討されなければならない。」と主張しました。

さらに、岩国基地訴訟弁護団の田中礼司弁護士が、「裁判所が飛行差し止めを認めない限り、基地周辺の住民が受ける爆音被害はなくなる。裁判所が、厚木基地周辺住民の原告の訴えに耳を傾け、公正な判断をなされることを願います。」と主張しました。

加えて、小松基地訴訟弁護団の中田博繁弁護士は、「厚木基地訴訟の「静かな空と安らかな空を求めて」との思いは、全国各地の基地訴訟の原告ら共通の願いである。」と主張しました。そのほか、新横田基地訴訟弁護団の小口明葉弁護士にも応援弁論のご協力をいただきました。

その後、第4次厚木爆音訴訟弁護団の弁護士による最終弁論が行われました。ここで、最終弁論の内容についてご紹介させていただきます。

まず、渡部英明弁護士から、「航空機騒音の状況」として、騒音データの代表的な測定地点である厚木基地北端から北1kmの野沢さん宅、北北西5kmの南消防署の分析結果を取り上げ、厚木3次訴訟控訴審後も航空機騒音の状況は全く改善されていないことが述べられました。

また、林戸孝行弁護士から、「航空機事故の危険」として、厚木基地は県内有数の人口密集地域の真ん中であって、基地周辺での航空機の墜落や部品落下等の事故が生ずる危険性は極めて高いことが述べられました。

続いて、渡部英明弁護士から、「WECPNLと昼間騒音控除後WECPNL論の誤り」として、国が主張する昼間騒音控除後WECPNL論なるものが全く科学的根拠のないもので、騒音の程度を極めて低く見せかけようとする不当な主張であるとし、施設庁方式のWECPNL値によって航空機騒音のうるささを評価すべきである旨が述べられました。

続いて、北村亮典弁護士から、「低周波音の発生と被害」として、航空機騒音の被害は、激しい爆音によるものだけではなく、プロペラ機やヘリコプターによる胸やお腹を圧迫するような低く重たい音（低周波音）によるものもあり、これにより原告ら住民の精神的苦痛は増大している旨が述べられました。

続いて、関守麻紀子弁護士から、「健康被害」として、WHOの基準を用いた健康損失の量の算定結果から、厚木基地の周辺住民に多大な健康損失が生じており、100名を超える原告らが高血圧症、心筋梗塞、狭心症、不眠症等を訴えていると主張し、航空機騒音により原告ら住民の健康に悪影響が生じている旨が述べられました。

続いて、戸張雄哉弁護士から、「健康被害以外の被害」として、趣味や仕事の妨害、家族の団らんや休息、睡眠の妨害などの例を挙げ、原告らは、航空機騒音によって健全な生活を阻害され、休息や団らんなどがえのないものを奪われ、取り戻すことのできない甚大な被害を被っている旨が述べられました。

次に、安永佳代弁護士から、「侵害行為の違法性」として、厚木基地の航空機騒音は、原告ら住民の人格権を侵害するものであり、7度の違法判決を経てもなお継続しており、その違法性は明らかである旨が述べられました。

また、佐賀悦子弁護士から、「差止認容判決の必要性和民事訴訟としての適法性」として、司法が英断をもって飛行差止めを命ずるしか被害を食い止める方法はないとして、民事訴訟請求の中で飛行差止めを認めるべきである旨が述べられました。

続いて、福田護弁護士から、「米軍機に対する差止請求が可能かつ適法であること」として、厚木1次最高裁判決が米軍機に対する差止請求は、その支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであり主張自体失当として棄却を免れないと判示したことが領域主権の原則に反し、日米地位協定等にも反しているとして、この最高裁判決は改められなければならない旨が述べられました。

次に、宇野真由美弁護士から、「損害賠償額の増額の必要性」として、従前の基地訴訟で認容された損害賠償額は、原告らの被害を填補するのに十分とはいえないと主張し、損害賠償額の増額の必要性がある旨が述べられました。

また、戸張雄哉弁護士から、「将来請求認容の必要性」として、過去の損害賠償請求の認容のみでは抜本的な解決は期待できない、繰り返し提訴をしなければならないことは原告らにとっても国や裁判所にとっても不経済であると主張し、将来の損害賠償請求も認容する司法の英断を強く求める旨が述べられました。



続いて、城田孝子弁護士から、「住宅防音工事その他の周辺対策について」として、国が主張する騒音対策は、いずれも騒音被害を軽減するものではなく、航空機騒音それ自体の発生を止めなければ抜本的な解決にはならず、住宅防音工事の実施による減額は認めるべきではない旨が述べられました。

続いて、大森淳弁護士から、「危険接近について」として、国が主張する危険への接近の法理は、衡平の理念に照らし、全く合理性はないと主張し、この法理により国の責任が波及される余地は一切ない旨が述べられました。

次に、福田護弁護士から、「行政訴訟提起の意義について」として、本訴訟では、全国の基地訴訟で初めて行政訴訟でも飛行差止めを求めており、午後8時から翌朝午前8時までの運航の禁止、日米間で合意された目的以外の厚木基地滑走路等区域の使用禁止、WECPNL75を超える運航の禁止等を求めていることが述べられました。

また、岡部玲子弁護士から、「公権力の行使、処分の違法性」として、本件では、自衛隊法を根拠とする防衛大臣の権限の行使の差止めを求めるものであり、原告ら住民の被害の実態からして、その処分の違法性は明らかである旨が述べられました。

続いて、関守麻紀子弁護士から、「重大な損害」として、原告らの健康被害、生活妨害、睡眠妨害等の被害からして、差止めの訴えの要件である重大な損害を生ずるおそれの要件を充足することは疑う余地はない旨が述べられました。

続いて、常磐重雄弁護士から、「当事者訴訟について」として、本訴訟では、差止訴訟のほか当事者訴訟による請求をしており、いずれの訴訟類型でも差止めの是非について十分な本案審理の上、判決がなされるべきである旨が述べられました。

最後に、弁護団長の中野新弁護士から、「おわりに」として、国が原告ら住民の権利侵害を放置してきたことから、原告ら住民は最後の拠り所として、司法に救済を求めざるを得なかったと主張し、裁判所において航空機の飛行差止めを認める歴史的な判決をなされるよう強く求めました。

以上のような弁護団弁護士による最終弁論の後、佐村浩之裁判長より、原告側・国側の双方とも主張立証を尽くしたとして結審が宣言され、判決の言渡しは、来春になる見通しが表示されました。

弁護団としては、提訴から約5年8か月の審理の中、争点が多岐にわたる中、必要かつ十分な主張・立証を尽くしてきました。来春、裁判所によって、航空機の飛行差止めや騒音被害の損害賠償に関する原告らの求めた訴えを容れた判決が出されることを期待したいと思います。

【原告意見陳述全文】

ケアマネージャーの仕事に

爆音は異物

大和市中心在住 伊達 柳子さん



- 1 私の自宅マンションは、厚木基地の北東部に接する位置にあり、滑走路の北端から北西方向へ約500メートル離れた距離にあります。マンション5階の自宅ベランダからは、飛行機の着陸、離陸の様子がよく見えます。
- 2 ジェット機が離陸する時の音は、すさまじいものです。まず、グワーというような轟音が瞬間的に来て、その後、耳がキーンとするような音が続きます。耳を塞がないと耐えられない騒音を毎日のように聞かされています。昨年5月と12月は、夜間の騒音が特にひどく、夜遅くまでジェット機が離陸と着陸を何度も繰り返していました。また、今年4月から5月にかけては、一日中騒音が途切れなく続く状態で、その場から逃げ出したくなる気持ちでした。
- 3 基地の騒音は離陸や着陸の音だけではなく、基地の中にある飛行機のエンジン音はしょっちゅう聞こえてきます。早朝や深夜に聞こえることも頻繁にあります。プーンプーンという体に振動が伝わるような音が数時間も続くので、夜は耳について眠れなくなり、早朝だと目が覚めてしまいます。
- 4 加えて、夜間には、ヘリコプターの音が聞こえてくることもよくあります。夜間に、パタパタというプロペラの音を長時間聞かされると、とてもイライラしてしまいます。

- 5 私は、6年ほど前に高血圧と診断され、現在も3週間に一回通院して、毎日薬を飲んでます。数年前から、薬の量は当初の倍になりました。ジェット機やヘリの音がうるさい時には、イライラするとともに、かっつと血圧が上がる感じがします。主治医の先生からは、高血圧と基地の騒音は関係している可能性があると言われてます。
- 6 基地の騒音は、私の仕事にも支障を生じさせています。私は、NPO法人で、ケアマネージャーとして働いています。NPO法人の事務所は、W値85の鶴間にあります。ケアマネージャーの仕事は、介護認定を受けている利用者に事務所から電話をし、あるいは利用者宅を訪問して、利用者の方々やご家族の事情や状況を伺い、相談し、解決策を考えたり、ケアプランを提案することが主な仕事になります。利用者は大和市中心在住の方ですので、電話や自宅訪問の際にジェット機の騒音が始まると会話ができなくなります。ジェット機が何機も飛んでくる時は、相談自体を次回に持ち越すこともあります。ケアマネージャーの仕事にとって不可欠な利用者との十分な意思疎通が、基地の騒音によって阻害されてしまうのです。
- 7 私は、二人の子供を大和市中で育てましたが、基地の騒音が子供の成長に悪影響を与えないか常に心配でした。また、仕事でお会いするお年寄りの中には、ジェット機の騒音を聞くことで戦争のことを思い出し、怖がる方もいます。私は、永年住んできた大和市に愛着があります。NPO法人の職員として地域に貢献しようとして頑張ってきました。ですから、将来の大和市が、子供やお年寄りも安心して生活できる街になることを切に願っています。裁判所には、爆音の中で暮らす私たちの苦しい思いに十分に耳を傾けていただき、適正な判断をしていただきたいと思います。

【原告意見陳述全文】

【夫婦で営む焼き鳥屋の営業にも影響】

大和市南林間在住 小林 智子さん



- 私は基地滑走路北約3キロのところにある南林間駅前のマンションに住んでおり、大和に住んでから約40年が経ちます。また、主人と一緒に約32年間、鶴岡駅の近くで焼き鳥屋をやっています。そのお店も基地滑走路北約2.5キロのところにあり、自宅でもお店でも長年ひどい爆音に曝されてきました。
- 私は長い間爆音に苦しんできましたが、今回初めて訴訟に参加しました。これまでもずっとこの爆音をどうにかして欲しいと思って苦しんできましたが、誰にどうやって訴えればいいのか分らなかったのです。しかし、お店のお客さんに教えてもらいこの訴訟の存在を知りました。長い間自宅でもお店でも大変うるさい思いをしてきたので、この辛さを絶対に国や裁判所に分かってもらいたい思い、参加することを決意したのです。
- 私は自宅とお店の両方で爆音の被害を受けています。爆音を聞くたびにイライラします。このイライラは、普通の人が感じるイライラとは種類が全く違うと思います。止むことのない爆音に対して「またか!!!」という、憤りやうんざりといった様々な気持ちが一緒になった思いです。これは住んでいる人にしか絶対に分らないと思います。イライラして身体にいいわけがありません。実際、私は高血圧で、爆音を聞いてイライラすると血圧が上がります。時々めまいに襲われることもあります。以前、病院で血圧が高いためにめまいが起きたのだと言われました。また、主人も高血圧がひどく、現在も通院して投薬治療を行っています。主人は、航空機騒音の健康への影響との関係で医師の診断書を提出しています。主人は職人なので性格がまじめで、昔気質なタイプなので、楽観的な性格の私よりストレスが多いのかもしれない。私たちは自営業なので、生活するためには死ぬまで働かないといけません。今年はお盆も休まず働きました。もし、自分たちが倒れて長期間お店を休んでしまったら、お客さんは去ってしまいます。そうなれば生活が直に打撃を受けます。そのため、私たちにとって健康は第一です。しかし、爆音のせいでイライラしたり、疲れた体を休ませることができません。もし主人が倒れてしまったらと思うと行く先が不安でなりません。どうして私たち一般市民が身体の不調や不安を感じるほどの爆音に曝されなければならないのでしょうか。
- お店はお客さんが仕事帰りに寄って、楽しんでもらえる場でありたいと思っています。しかし、いうまでもなくジェット機が飛ばせば話は中断され、注文も取れなくなり、会計もできず、ジェット機が飛び去るまで何もできません。このようなことは日常茶飯事です。お客さんは仕事の疲れやストレスを発散したり、楽しむためにお店に来てくれているのに、爆音のせいで逆にイライラさせられて、中には「うるせえな!」と怒るお客さんもいます。そうすると店内が殺伐とし、和やかだった雰囲気が無しになります。
- 自宅に戻っても爆音から解放されることはありません。基地が移転してくれないのであれば、これ以上飛行機を飛ばすのはやめてください。

【原告意見陳述全文】

【畑に部品が落下】

大和市中央林間在住 片柳 義春さん



- 私は、中央林間に住んでおり、厚木基地を離発着するジェット機が私の自宅のほぼ真上を飛びます。また、大和市の上草柳や福田、綾瀬市、座間市など、厚木基地の周囲の約17か所、合計面積約3.5万㎡の土地を借りて、農業生産法人でない畑という農場を営んでいます。ですから、私は生活の面だけでなく、仕事の面でもジェット機の騒音被害にあっています。厚木基地に近い上草柳や福田の農場での騒音はすさまじく、特に上草柳の農場は、厚木基地の滑走路北端から500メートルほどのところにあるため、ジェット機が厚木基地に離発着するたびに、すさまじい、威圧的な轟音に曝されています。ジェット機が真上を飛ばすと、私たちは耳をふさいで轟音に耐えなければならず、そのたびに農作業は中断されます。また、風向きによってはジェット機の燃料の臭いが畑まで臭ってきます。この臭いは、ジェット機が飛んでいるときだけでなく、基地でジェット機がエンジンを吹かしているときにもたちこめてきます。私の農場は、栽培している野菜を買う消費者が協力して農作業を行うみんなの畑です。ですから、私の農場には、ほぼ毎日、農作業を手伝いに来る近所の方やそのお子さん、私の農場に関心を持って視察に来られる見習いの方や研究者の方などたくさんの方が訪れます。私は神奈川県就農支援も行っているため、神奈川県紹介で視察に来られる方もいます。視察に来られた方に農場でいろいろな説明をするのですが、ジェット機が飛ばすたびに会話は中断され、説明することもままなりません。特に、上草柳ではブルーベリーやいちごを作っており、そこではブルーベリーやいちごの摘み取りが体験でき、近くの保育園の園児など、たくさんのお子さんが訪れてくれます。

- しかし、そのときも容赦なくジェット機が真上を飛び、すさまじい轟音を響かせるので、私は子どもたちがひきつけを起こしてしまうのではないかと心配で仕方ありません。ジェット機の爆音のせいで摘み取り園に子どもたちが来なくなるのでは、と考えるととてもつらいです。
- 昨年の2月8日午後2時ころ、米軍の艦載機ブラウラーが基地に着陸する際、機体のパネルが落下し、一部が県道を走行中の自動車に衝突し、他にも部品が道路や畑に散乱するという事故が起りましたが、私の上草柳にある農場にも多数の部品が落下しました。私の農場に落下した部品は、30個くらいで、鋭利にぎざぎざになっている金属の板や断熱材で、金属の板は大きいもので20センチ四方のものでした。部品が落下したときにはたまたま農場には誰もいませんでしたが、落下した午後2時頃は通常であれば農作業をしている時間で、近所の方が小さいお子さんを連れてくることもある時間です。もしそのときに農場に人がいて、鋭利な金属片が私の農場に来ている人に直撃したかもしれないと思うと、ぞっとします。航空機はうるさい、臭いものだとは思っていましたが、まさか部品まで落下してくるものとは思っていませんでした。先日も沖繩で米軍のヘリコプターが墜落する事故がありましたが、住宅地の真ん中にある厚木基地で同様の事故が起きたら、取り返しのつかないこととなります。重大な事故が起こってからでは遅いのです。
- 私は、生活者としても、営農者としても、二重に爆音の被害に曝されています。日本政府は、このような爆音の被害から日本国民を守る義務があると思います。そのあたりまえの義務を国が果たすよう、判決を出して頂きたいと思っています。

【原告意見陳述全文】

【墜落の恐怖を体験】

座間市在住 高久 のぞみさん



- 私は、行政訴訟で飛行差止、民事訴訟で損害賠償請求をしている原告の1人です。座間市に住んでおり、自宅は厚木基地滑走路の端から約2.5キロメートル北西側に位置しています。
- 私がこの訴訟で損害賠償請求だけでなく、差止原告の1人となったのは次の理由によります。古い話になりますが、昭和39年4月5日に当時の横浜線原町駅付近に厚木基地に向かう途中の米軍のジェット戦闘機(クルーセイダー)が墜落し、住民ら4名が死亡、32名が重傷を負うという大事故が起きました。当時、私は原町市立中学の2年生で事故のあった直後に原町駅からバスに乗るために現場付近を歩いていました。勿論、規制があったので近くには寄れませんが、隕石が落ちたような地面に大きな穴があいているのが遠目に見えました。身体が震えました。その時は、一体何が起きたのか分かりませんでした。後になって米軍機が墜落したこと、そして私と同じ中学校の同学年の子の父親が亡くなったことを知りました。その子は父子家庭でした。50年近く経過しようとしていますが、今でもこの時の記憶は鮮明に残っています。と同時に、今でもジェット機の爆音などが聞こえてくると、墜落するのではないかとという不安、不安というより恐怖心でいっぱいになります。私としては、多くの住民が住むこの地域に、なぜ厚木基地があり、どうして米軍ジェット機や自衛隊戦闘機が我がもの顔に飛び、私たちに爆音をまき散らしているのか不思議でなりません。私としては、このことがどうしても許すことができません。墜落の危険も含めて爆音被害を止めるにはどうしたらいいか、それは自分が差止請求の原告となって裁判所に訴えるしか方法がなかったのです。しかも行政訴訟の手続で初めて差止めを求めるというので、私は大きな期待を込めて原告として手を挙げた次第です。
- 話は変わりますが、私の家は、座間市立栗原小学校のすぐ近くに位置しています。小学校では、運動会やその他の行事の時に、運動場などから生徒さんの声やマイクを通した声が家にも聞こえてきます。ときには、学校の生徒さんの声も騒音だと訴える住民もいるかもしれませんが、私からしてみれば、校庭から聞こえてくる生徒さんの声やマイクを通した音は、日常生活のものであって、普段の生活とけい込んでおり、何にも違和感はありません。しかし、上空を飛び交うジェット機の爆音は、日常生活とは全く異質の別世界のものです。部外者の人から見れば、毎日のように爆音に曝されているのだから日常そのものだ、慣れてしまっただけで違和感もないのではと思うかもしれませんが、実際、あの爆音を体験してみれば、慣れるとか、気にならなくなるとか、そういったレベルのものでないことがすぐに分かります。私は、家で韓国語の語学講座のCDを聴きながらテキストを読んで勉強を続けていますが、イヤホンをつけて聴いても、ジェット機の爆音には負けてしまいます。何も聞こえなくなってしまう。また聴き直してです。ジェット機の爆音は突然やって来て、私の集中力を削ぎ、それだけでなく気持ちをイライラさせ、そのような状態がずっと尾を引くことになるのです。
- なぜ私たちが、このような爆音被害に晒され続けなければならないのでしょうか。裁判官の皆さんには、私たちの訴えを本当に真剣に受けとめて欲しいです。

齊藤英昭事務局長逝去・心よりご冥福を



総会にて経過報告



12年2月9日南関東防衛局にて「部品落下事故」に対して詰め寄り抗議

多くの人々に信頼され親しまれてきた齊藤さんの死は、ただただ残念と云う以外に言葉がありません。本当に惜しい人でありました。

裁判はこれから、地裁判決、控訴審、高裁判決へと向いますが、いま私たちが高裁にねばならないことは、齊藤さんの遺志を引き継ぎ、裁判の勝利をこの手にしっかりと握り締めることだと思えます。

このことを齊藤さんの霊に誓い、原告全員で、これまでもご苦労に感謝の意を込めてご冥福を祈ろうではありませんか。

第四次厚木爆音訴訟団 団長 藤田栄治

齊藤さんは、全国基地爆音訴訟連絡会議の、事務局長と云う大任も担ってまいりました。

齊藤さんの葬儀には、嘉手納・普天間・小松・岩国・横田・それぞれの基地訴訟団の代表が参列されましたが、全国の仲間たちも事務局長として果たしてきた業績の数々に感謝の意を伝えていたのでは

ありません。それは、事務局長として7000名の原告の期待に応えなければならぬと云う強い責任感と、市民運動に対する情熱が彼を動かしていたのでしよう。

各社の新聞を枕元に置き、結審の成功をわが事のように喜んでいました。責任者としていつも裁判のことが頭から離れないでいたのでは。結審の成功が、齊藤さんのこれまでものな努力が実ったものなのだ、と伝えたい気持ちになります。

齊藤さんは、第四次爆音訴訟を起したときに、事務局長の役をお願いし、以来今日まで裁判の対応、関連団体との業務調整、諸行動の計画立案、政府や関連自治体との折衝、原告個々への指示や心配りなど、多岐にわたる業務をお任せていただきました。大変なご苦労だったと思えますが、その仕事ぶりは適切かつ気持ちよくもったもので、いつも頭のさがる思いでいました。

原告の皆さん本当に残念なことですが、体調を崩し、大和市立病院で静養していた齊藤英昭事務局長（72才）が9月10日に逝去されました。

8月7日に肺がんの手術を行い、その手術の結果は極めて良好で、日に日に快方に向かっていました。だから近いうちに事務所に復帰し、いつものような爽やかな仕事ぶりにあえると信じていました。ところが回復途上で肺炎に侵され、本当にあれよあれよという間に帰らぬ人となつてしまいました。残念で悔やんでも悔み切れない思いです。

オスプレイ・P-1配備撤回を求める神奈川集会（引地台公園）



8月24日オスプレイ・P-1配備撤回を求める神奈川集会が大和市引地台公園にて行われた。集会には凡そ350名が参加し、引地台公園から大和駅までデモ行進を行い、沿道を行き交う人々に爆音の増大と墜落事故の危険性を訴えながら行進を行いました。

第6回ブロック長会議開催のお知らせ

- ◆開催日時： 11月16日（土）13時30分～
 - ◆会場： 大和生涯学習センター303号室
 - ◆幹事支部： 座間支部
- 内容（予定）
- 弁護団より
「結審から判決への道のり」
福島みずほ・参議院議員
「憲法・集団的自衛権をめぐる動き」
ブロック長及び原告の皆さん
是非ご参加下さい。
参加希望者は支部長又は事務局へ
11月8日（金）までに申し込み下さい

ピース・エネヂャル大和・横浜2013

とアジアに平和を、静かな空を！
ととき・2013年10月12日（土）
と場所・大和駅東口広場
と人・市民が集います、
と時間・13時～15時
と場所・大和駅東口広場
と人・市民が集います、
と時間・13時～15時
と場所・大和駅東口広場
と人・市民が集います、
と時間・13時～15時

原告団活動日誌

原告団ニュース37号発行以降

8月5日	第27回 支部長会議
8月6日	闘内ホール（結審日報告集会）打ち合わせ
8月7日	居住一覽表打ち合わせ（弁護団・事務局）
8月8日	自動騒音計検定依頼（2台）/年会費未納世帯催促伏送付
8月10日	一覽表作業（事務局）
8月13日	最終準備書面 裁判所へ提出
8月14日	居住陳述書作成
8月16日	結審「原告意見陳述」打ち合わせ（弁護士・原告）
8月18日	住民票等提出準備作業（事務局）
8月19日	結審「原告意見陳述」打ち合わせ（弁護士・原告）
8月20日	居住陳述書作成
8月21日	居住陳述書作成
8月21/22日	（艦載機 厚木基地へ飛来）
8月23日	（原子力空母ジョージワシントン 横須賀入港）
8月24日	オスプレイ・P-1増設機の配備撤回を求める神奈川集会（引地台公園）
8月26日	個別訪問（提訴前死亡）弁護士・事務局 / 結審日デモ行進申請（伊勢佐木警察）
8月27日	個別訪問（提訴前死亡）弁護士・事務局 / （ネバ州でオスプレイ基地外 不時着）
8月28日	第43回進行協議（裁判所）/ 結審日事務局打ち合わせ/ 個別訪問（提訴前死亡）弁護士・事務局
8月29日	個別訪問（提訴前死亡）弁護士・事務局
8月30日	個別訪問（提訴前死亡）弁護士・事務局
9月2日	結審（第26回頭弁論）桜木町駅前からデモ行進→裁判所前決起集会→法廷一報告集会（闘内ホール）原告162名、支援120名参加
9月3日	岩国爆音訴訟 証人尋問打ち合わせ（岩国弁護団・厚木原告）
9月4日	平和運動センター幹事会 参加
9月9日	事務局打ち合わせ（全国総会）
9月10日	（齊藤英昭事務局長 逝去告・逝去9月15日/告別式9月16日）
9月11日	県央共闘協大幹事会 参加
9月13日	（原子力空母ジョージワシントン 横須賀出港）
9月24日	町田支庁学習会（弁護士・副団長出席）
9月25日	空母40周年・ジョージワシントン5周年抗議・配備撤回を求める横須賀集会（ヴェルニー公園）参加
9月27日	第28回 支部長会議